


21.6.24  
高野隆法律事務所

裁判長印  
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 2 年 ( 行 ツ ) 第 2 5 4 号
決 定 日	令 和 3 年 6 月 2 3 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	小 池 裕 池 上 政 幸 木 澤 克 之 山 口 厚 深 山 卓 也
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所令和元年 (行コ) 第167号 (令和2年6月25日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本件上告を棄却する。</li><li>2 上告費用は上告人らの負担とする。</li></ol> <p>第2 理由</p> <p>民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</p> <p>令和3年6月23日</p> <p>最高裁判所第一小法廷</p> <p>裁判所書記官 黒 澤 和 之 </p>	

当事者目録

上	告	人	想	田	和	弘	
上	告	人	平	野		司	
上	告	人	永	井	康	之	
上	告	人	谷	口	太	規	
上記上告人ら（永井康之を除く）訴訟代理人弁護士			永	井	康	之	
上記上告人ら（谷口太規を除く）訴訟代理人弁護士			谷	口	太	規	
上記5名訴訟代理人弁護士			吉	田	京	子	ほか
被上告人			国	田			
同代表者			上	川	陽	子	
同指定代理人			武	笠	圭	志	ほか

これは正本である。

令和3年6月23日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

黒澤 和之

